

寒川町告示第 36 号

公共下水道の供用及び処理開始を下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定により次のとおり告示し、関係図書を一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 25 日

寒川町長 木 村 俊 雄

1 供用及び処理開始年月日

令和 6 年 4 月 10 日

2 供用及び処理すべき区域

田端地区の一部

3 供用及び処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称

茅ヶ崎市柳島 1900 番地

相模川流域下水道柳島管理センター

4 供用及び処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の名称

綾瀬寒川幹線、相模川左岸幹線

5 供用及び処理を開始しようとする排水施設の排除方式

分流式

6 縦覧場所

寒川町役場 都市建設部下水道課

7 縦覧期間

令和 6 年 3 月 25 日（月）～ 令和 6 年 4 月 8 日（月）まで

（土日休日除く 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分）

8 供用及び処理すべき区域の略図

寒川町役場 都市建設部下水道課に備え置く図面